

○都市計画法

平成二六年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二五・六・一四法）
- 四四（本則六一條（平成二六・四・一施行）による改正前の条文）

■第七八条第一項

② 開発審査会は、委員五人又は七人をもつて組織する。